

# 入会基準

平成 21 年 4 月 2 日制定  
平成 23 年 6 月 23 日改正  
平成 26 年 6 月 4 日改正  
平成 29 年 6 月 26 日改正

## 第1 正会員

正会員は、次のいずれかの登録を受けた者で協会の調査により重大な不適格事項がないと認められた者とする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関（5件以上の評価実績を有した者に限る。）、登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関として、国土交通大臣、地方整備局長又は北海道開発局長の登録を受けた者
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関として、国土交通大臣、地方整備局長又は北海道開発局長の登録を受けた者

## 第2 準会員

準会員は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関として、国土交通大臣、地方整備局長又は北海道開発局長の登録を受けた者とする。なお、準会員が正会員になるにあたっては、5件以上の評価実績を有した上で、協会の立入り検査を受けるものとする。

## 第3 情報会員

情報会員は、第1及び第2に掲げる機関以外の者で、当法人の目的に賛同する住宅等の品質確保、性能向上に関する諸活動を行う者とする。

## 附 則

この基準は、平成29年6月26日から施行する。